

## 平成 24 年度区民活動センター運営委員会への委託の考え方について

委託の考え方は、下記のとおりとする。

### 記

1 委託経費は、総額 5% 程度の圧縮 (通年換算) を行う。

2 委託料の算出方法

- (1) 区域の人口数等で勘案
- (2) 指定事業による加算

3 指定事業について

各運営委員会の年間活動計画を考慮し、暮らしやすい地域づくりに向けた取組みを推進するため、平成 24 年度の運営委員会への委託業務の中に、新たに指定事業の項目を設ける。

この指定事業は、区が提示する課題について、運営委員会から提案された事業を審査し、決定するが、提案は任意とする。

(1) 課題

「地域支えあいや地域の防犯・防災」

※事業提案にあたっての視点の例

≪高齢者や子ども等の交流サロンの運営、一人暮らし高齢者を地域とつなぐ催しの開催、集合住宅への支えあいや防犯・防災への取組みの浸透、商店街や学校とのタイアップによる支えあい活動、お買い物困難者への対応、ちょっとしたお手伝い・困りごとへの支援、支えあいサポーターの養成、マップづくり 等≫

に向けて、数年にわたり継続的に行う取組み

(2) 指定事業に伴い加算する委託料額

- ① 総額は、60 万円程度とする。
- ② 一運営委員会つき一事業とし、上限は 20 万円とする。
- ③ 審査の結果、指定事業にかかる経費の合計が総額の 60 万円を超えた場合は、計画書の必要経費に応じ按分する。

(3) 選出方法等

- ① 提案について、ヒヤリングを実施する。
- ② 同一事業の提案は 3 か年を限度とし、審査は毎年度実施する。
- ③ 指定事業を行った運営委員会は、年度末に、報告会 (全運営委員会対象) で発表する。